

平成 29 年 7 月吉日

〇〇市 防災危機管理部 御中

東京都港区芝五丁目 26 番 20 号 建築会館 5 階
一般社団法人日本自走式駐車場工業会

内閣府の「津波避難ビル等に関する技術的助言」公表の件

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

昨年 11 月に貴市を当工業会が訪問し、南海トラフ地震に対する備えや津波避難施設の指定状況等について意見交換させて頂いた折には、ご多用中にも関わらず、貴重なご意見等を頂戴し誠に有難うございました。

さて、既にご案内の事とは存じますが、本年 7 月 5 日に内閣府から、津波防災対策の一層の推進を図るため、「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について(技術的助言)」、及び「津波避難ビル等に係る事例集」が公表されました。

また、これに伴い、平成 17 年 6 月に内閣府から公表された「津波避難ビル等に係るガイドライン」(以下、旧ガイドライン)は廃止されました。

(内閣府 URL : http://www.bousai.go.jp/jishin/tsunami/hinan/tsunami_top.html)

この中で、従来のガイドラインでは、津波避難ビルの指定は原則として、鉄筋コンクリート造(RC)又は鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)とされていたのが、新しい技術的助言では、構造に係らず、必要な性能を確認されたものとなりました。また、事例集では、事例 1-5 で民間の立体駐車場を活用した津波避難ビルの例として、大臣認定自走式駐車場の実例が紹介されています。

なお、技術的助言等は内閣府から都道府県防災主務部あてに通知され、管内市町村にも周知されることとされています。

当工業会と致しましては、今般の内閣府からの公表に伴い、旧ガイドラインにおいて示されておりました津波避難ビル等の指定を検討する際の構造的要件(津波に対する構造安全性)に関して、鉄骨造(S造)である国土交通大臣認定の自走式立体駐車場を津波避難ビルとして指定する事が、現実的に可能になったものと認識しており、このことにつきましては国土交通省からもご理解を頂いているところです。

つきましては、既に多くの自治体でも指定されていることとは存じますが、貴市に於かれましても、この取扱いの改定に伴い今後さらに、S造の国土交通大臣認定自走式立体駐車場を万が一の自然災害(地震・津波・洪水)等への備えとして、津波避難ビル等として選択肢に加えて下さいますと幸甚に存じます。

何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

※当工業会ホームページからも是非ご参照下さい。

<http://www.purepa.or.jp/>

※上記に係るお問い合わせ先

一般社団法人 日本自走式駐車場工業会

電話 (03)3456-0781

E-mail : info-web@purepa.or.jp